

燃料費調整制度における基準調整単価届出書

営 計 発 第 22 号
平成 26 年 1 月 24 日

経済産業大臣 茂木 敏充 殿

高松市丸の内 2 番 5 号
四国電力株式会社
取締役社長 千葉 昭

一般電気事業供給約款料金算定規則第 21 条第 4 項の規定により、別紙のとおり燃料費調整制度における基準調整単価を定めたので届け出ます。

燃料費調整制度における基準調整単価
[第 21 条第 4 項関係]

区 分	単 位	基準調整単価
		円 銭厘
(1) 定額制供給		
イ. 定額電灯および公衆街路灯 A		
(イ) 電灯		
契約負荷設備 20Wまで	1灯・1月	1.494
" 40Wまで	"	2.986
" 60Wまで	"	4.480
" 100Wまで	"	7.467
" 100W超過 50Wまでごとに	"	3.734
(ロ) 小型機器		
契約負荷設備 50VA まで	1機器・1月	2.230
" 100VA まで	"	4.460
" 100VA 超過 50VA までごとに	"	2.230
ロ. 臨時電灯 A		
契約負荷設備 50VA まで	1契約・1日	0.060
" 100VA まで	"	0.120
" 100VA 超過 500VA まで		
100VA までごとに	"	0.120
" 500VA 超過 1kVA まで	"	1.203
" 1kVA 超過 3kVA まで		
1kVA までごとに	"	1.203
ハ. 臨時電力(定額制供給)	1kW・1日	1.265
ニ. 農事用電力(脱穀調整用, 附則)		
契約電力 0.5kW	1契約・1日	0.316
" 1kW	"	0.632
" 2kW	"	1.265
" 3kW	"	1.896
" 3kW超過 1kW増すごとに	"	0.632
(2) 従量制供給		
イ. 従量電灯 A・臨時電灯 B・公衆街路灯 B		
最低料金(最初の 11kWh まで)	1契約・1月	2.115
電力量料金(11kWh 超過分)	1kWh	0.192
ロ. 上記以外の契約種別	1kWh	0.192

(別 紙)

燃料費調整制度における基準調整単価
[第 21 条第 4 項関係]

消費税法附則（平成 24 年 8 月 22 日法律第 68 号）第 5 条第 2 項の適用を受ける、平成 26 年 3 月 31 日以前から需給契約が継続し平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 4 月 30 日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金（平成 26 年 4 月 1 日以降初めて当社が支払いを受ける権利が確定する日が平成 26 年 5 月 1 日以降である料金については、当該確定した料金のうち、消費税法施行令附則〔平成 25 年 3 月 13 日政令第 56 号〕第 4 条第 3 項で定める部分に限る。）の算定における基準調整単価は、以下のとおりとする。

区 分	単 位	基準調整単価
		円 銭厘
(1) 定額制供給		
イ. 定額電灯および公衆街路灯 A		
(イ) 電灯		
契約負荷設備 20W まで	1 灯・1 月	1. 4 5 2
〃 40W まで	〃	2. 9 0 3
〃 60W まで	〃	4. 3 5 5
〃 100W まで	〃	7. 2 6 0
〃 100W 超過 50W までごとに	〃	3. 6 3 0
(ロ) 小型機器		
契約負荷設備 50VA まで	1 機器・1 月	2. 1 6 8
〃 100VA まで	〃	4. 3 3 7
〃 100VA 超過 50VA までごとに	〃	2. 1 6 8
ロ. 臨時電灯 A		
契約負荷設備 50VA まで	1 契約・1 日	0. 0 5 9
〃 100VA まで	〃	0. 1 1 7
〃 100VA 超過 500VA まで	〃	0. 1 1 7
〃 500VA 超過 1kVA まで	〃	1. 1 7 0
〃 1kVA 超過 3kVA まで	〃	1. 1 7 0
〃 3kVA 超過 1kW 増すごとに	〃	0. 6 1 4
ハ. 臨時電力(定額制供給)	1kW・1日	1. 2 3 0
ニ. 農事用電力(脱穀調整用, 附則)		
契約電力 0.5kW	1 契約・1 日	0. 3 0 8
〃 1kW	〃	0. 6 1 4
〃 2kW	〃	1. 2 3 0
〃 3kW	〃	1. 8 4 4
〃 3kW 超過 1kW 増すごとに	〃	0. 6 1 4

区 分	単 位	基準調整単価
(2)従量制供給		
イ. 従量電灯A・臨時電灯B・公衆街路灯B 最低料金(最初の11kWhまで)	1契約・1月	2.056
電力量料金(11kWh超過分)	1kWh	0.187
ロ. 上記以外の契約種別	1kWh	0.187